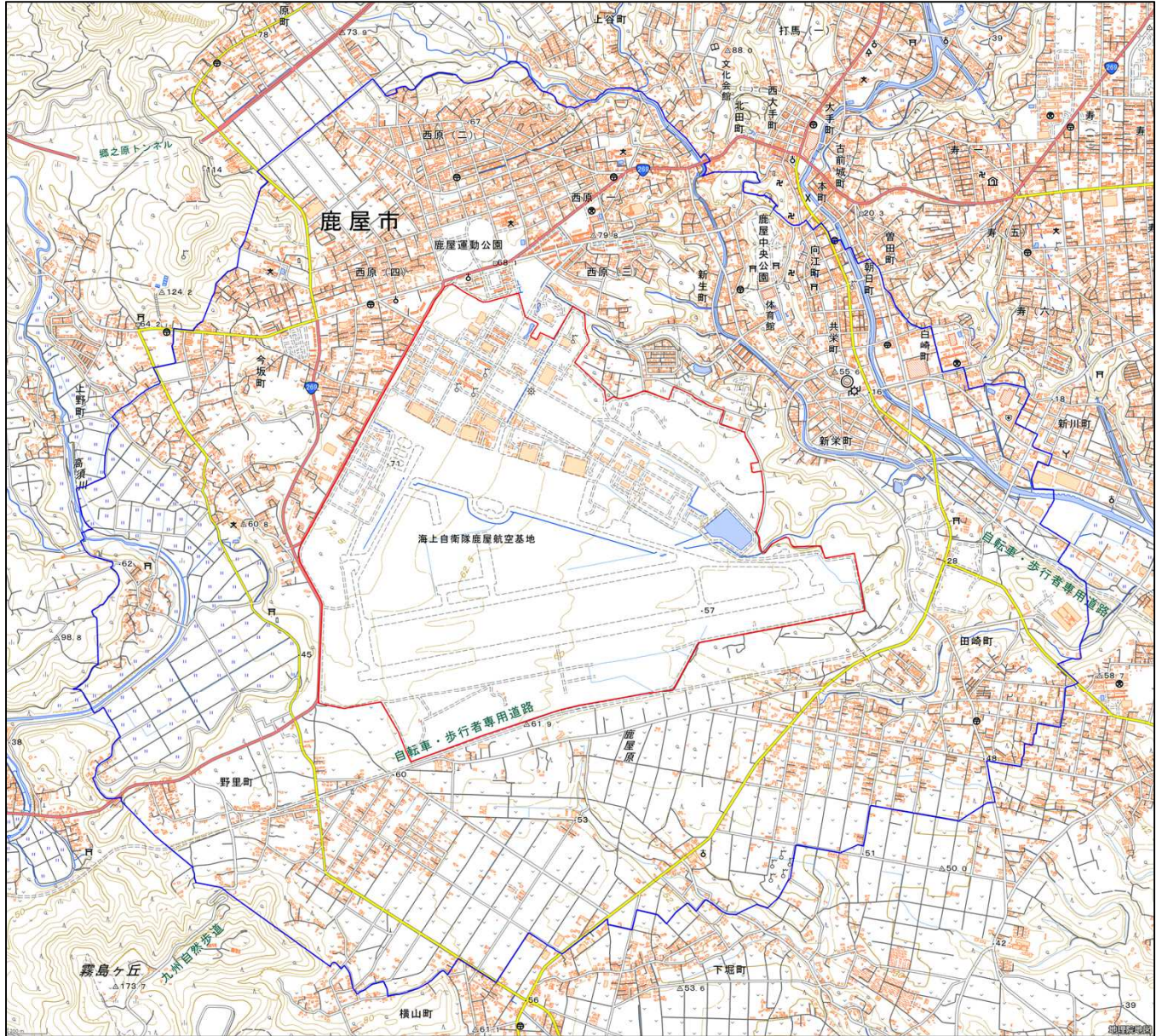


海上自衛隊鹿屋航空基地

対象防衛関係施設の所在地	鹿児島県鹿屋市	西原三丁目十一番二号
対象防衛関係施設の区域	鹿児島県鹿屋市	新栄町、新生町、田崎町及び西原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	鹿児島県鹿屋市	朝日町（次の図面に示す部分に限る。）、今坂町（次の図面に示す部分に限る。）、上野町（次の図面に示す部分に限る。）、上谷町（次の図面に示す部分に限る。）、川西町（次の図面に示す部分に限る。）、北田町（次の図面に示す部分に限る。）、共栄町、郷之原町（次の図面に示す部分に限る。）、下堀町（次の図面に示す部分に限る。）、白崎町（次の図面に示す部分に限る。）、新栄町、新川町（次の図面に示す部分に限る。）、新生町（次の図面に示す部分に限る。）、田崎町（次の図面に示す部分に限る。）、西原一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目まで、野里町（次の図面に示す部分に限る。）、向江町（次の図面に示す部分に限る。）及び横山町（次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

海上自衛隊鹿屋航空基地周辺地域 (鹿児島県鹿屋市西原3丁目11番2号)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

